

◎入札公告（電子調達）

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和8年9月17日

茨城県高萩警察署長 隈元 崇広

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称（調達案件名）

高萩警察署自動火災報知設備複合盤・煙感知器交換修繕

(2) 業務の内容

入札説明書による。

(3) 履行場所

茨城県高萩市高戸315-10 茨城県高萩警察署庁舎

(4) 履行期間

令和8年10月16日から令和9年1月19日まで（90日間）
（令和8年12月29日～令和9年1月3日の6日間を除く）

2 担当所属

〒318-0002

茨城県高萩市高戸315-10

茨城県高萩警察署会計課

電話・FAX 0293-24-0110

メールアドレス：takakei@pref.ibaraki.lg.jp

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 政令167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく競争入札参加資格を有する者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいる法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力

し、又は関与している法人等

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
カ 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用
するなどしている法人等

- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から第3号に規定する者でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 仕様書に示した業務を確実に履行できることを証明した者であること。
- (9) 茨城県内に本店、支店、営業所又は事務所を有する者であること。

4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達書は、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システムURL：<https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい場合には、2の担当所属の承諾を得て紙入札方式に変えることが出来る。

紙入札の承諾に関しては2の担当所属に紙入札（見積）方式参加承認願を提出するものとする。

5 入札説明書の閲覧期間及び場所

(1) 期 間

入札公告の日から令和8年10月5日（月）まで

(2) 場所

茨城県物品役務入札情報サービス

URL：<http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

6 入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

ア 質問受付期間

公告の日から令和8年9月28日（月）午後5時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

2の担当所属

ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。

ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリによる質問も認める。

- (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和8年10月1日（木）午後5時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。

ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリにより回答する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便、持

参又は電子メールにより、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に3の(4)、(5)、(6)、(7)に係る誓約書及び3の(8)に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和8年10月5日（月）午後5時まで

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法

電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法で参加する場合、作成した確認申請書等を画像ファイルに変換したデータファイル（TIFFファイル等）又は発注図書欄に掲示した入札参加登録シートのいずれかを電子調達システムにより提出すること。ただし、3メガバイトを超える添付書類及び証明書等については、郵送、持参又は電子メールで提出するものとする。

また、紙入札により参加する場合は、郵送、持参又は電子メールにより提出すること。

(3) 提出先

2の担当所属に同じ。

(4) 受付通知及び結果通知

ア 発注者は、電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 発注者は、入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和8年10月6日（火）午後5時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記6の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書等を提出すること。

(1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、茨城県電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入のうえ封書にて、2の担当所属に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に「入札書在中」と朱書きし、開札日、入札に係る案件番号及び調達案件名、入札参加者の商号又は名称を表記するものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

また、電子メールによる場合は、メール題名に開札日時及び調達案件名を記載し、メール本文に入札参加者の商号又は名称、入札参加者の連絡先、担当者氏名及び担当者連絡先を記載し、入札書を添付ファイル（画像ファイル）により提出すること。

落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（整数）を記載すること。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年10月13日（火）午後5時までにシステムのファイルへの記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記2の担当所属に必着のこと。

(3) 開札場所及び日時

ア 場所

茨城県高萩警察署会計課

イ 日時

令和8年10月14日（水）午前10時00分から

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただ

し、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）第143条第2項各号いずれかに該当する場合には、入札保証金の全額又は一部を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全額又は一部を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- (2) 入札参加資格のない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）
- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子調達システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名を欠くとき
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定等

- (1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。
- (3) 紙入札参加者は入札書に電子くじ番号（任意の3桁の数字）を記載して提出するものとする。
なお、入札書に電子くじ番号の記載が無い場合は「999」と記載したものとみなす。

12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2の担当所属へ郵便、持参又は電子メールにより開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

13 再度入札等

- (1) 再度入札は、1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

14 契約書作成の要否 要

15 その他

- (1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

- (2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 競争入札参加者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者等又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (4) その他詳細は入札説明書による。